

入会手続き方法について

【手順 1】

福島県看護協会から「入会申込書／会員情報変更届」を入手し
上段部分に必要な事項をすべて記入する。

* 施設No.は、県北支部「9001」 郡山支部「9002」 県南支部「9003」
会津支部「9004」 相双支部「9005」 いわき支部「9006」
と記入

【手順 2】

「入会申込書」で会費納入方法を選択する。

① 口座振替
(手数料無料)

② 銀行振込
(手数料会員様負担)

③ コンビニ収納
(手数料会員様負担)

会費納入方法を
「口座振替」を選択された場合のみ

入会申込書／会員情報変更届の（下段部分）

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要な事項
を記入し、金融機関・ゆうちょ銀行のお届印を押印する。
注) 記入を訂正する場合は、二重線で消し必ず訂正印（お届け印と同じ印鑑）
で押印すること。

【手順 3】

返信用封筒（オレンジ色）に切手を貼付し送付する。

万一、返信用封筒がない場合は、下記まで送付する。

送付先：〒206-8790

日本郵便株式会社 多摩郵便局 私書箱第 21 号

公益社団法人日本看護協会・都道府県看護協会会員登録事務局 宛



【手順 4】

会費を納入する。

- ① 口座振替 …ご記入いただいたご指定の口座から自動引落し
口座振替日は提出（毎月 15 日締め）いただいた翌月 27 日
* 残高不足により振替できなかった場合はコンビニ払込票がご自宅へ送付されます。
- ② 銀行振込 …銀行振込用払込票がご自宅宛に送付されます。
- ③ コンビニ収納 …コンビニ振込用払込票がご自宅宛に送付されます。



手続き完了！

会費納入確認後、日本看護協会より**会員証**および**会員バッジ**、
福島県看護協会より**定款細則**と**教育計画**をお送りします。



会費について

年会費等及び入会金

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 日本看護協会費 | 5,000円 |
| 2. 福島県看護協会費 | 6,000円 |
| 3. 福島県看護協会入会金 | 20,000円（新規および再入会） |
- ※ただし、再入会の方で「平成18年以降」に福島県看護協会に入会歴がある場合は、入会金20,000円は発生しません。

その他事項

- (1) 会員の資格は4月から翌年3月までの一年間です。
退会の申し出がない限り、自動継続となります。
- (2) 新規・再入会の受付は、通年随時受付しております。
ただし、10月以降に入会する場合は申込み手続きする前に福島県看護協会までご相談ください。
- (3) 他の都道府県看護協会において、当該年度入会手続き・会費納入を済ませてきた方（年度内他県移動）については、入会金のみの納入となります。
- (4) 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入漏れ、記入間違いがあると再提出をお願いする場合がございます。
- (5) 施設会員に変更になった場合は、コンビニ収納での会費納入方法が選択できなくなりますことご了承願います。
現在、施設会員の会費納入方法は、「口座振替」と「勤務先でとりまとめて納入」のみです。所属施設で指定した会費納入方法となります。

